

国民健康保険税 (詳細) 国保年金課 ☎ 381-1028

「国民健康保険税」は、国民健康保険の加入者に納めていただく税金です。令和5年度の税率は据え置きます。税の算出方法は以下の表のとおりです。

国民健康保険税の算出方法

【医療分】①～③の合算額で課税限度額は65万円

- ①所得割 (前年所得 - 43万円) × 8.3%
- ②均等割 加入者1人につき2万4,000円
- ③平等割 1世帯につき2万5,500円

【後期高齢者支援金等分】①～③の合算額で課税限度額は20万円

- ①所得割 (前年所得 - 43万円) × 1.7%
- ②均等割 加入者1人につき5,300円
- ③平等割 1世帯につき6,000円

【介護分】①②の合算額で課税限度額は17万円

- ①所得割 (前年所得 - 43万円) × 1.8%
- ②均等割 加入者1人につき9,600円



課税限度額の引き上げ

医療分の課税限度額を2万円、後期高齢者支援金等分の課税限度額を1万円引き上げます。

申告を忘れずに

「国民健康保険税の納税義務者で、前年中は無収入だった方」「収入が障害年金・遺族年金・雇用保険の給付金などの非課税所得のみの方」は、必ず申告してください。

申告を忘れた場合、軽減対象から外れるほか、高額療養費支給額や入院時食事療養費の減額などが正しく判定できませんのでご注意ください。

所得の種類や内容により申告先が異なるため、まずは国保年金課 (☎ 381-1028) へお問い合わせください。

解雇された方などの軽減

解雇や雇い止め、倒産などで離職を余儀なくされた方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

対象者：雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者

※特例受給資格者と高齢受給資格者は対象外

軽減額：対象者の前年給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を計算します。

軽減期間：離職した日の翌日から翌年度末まで。

※雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。

申請方法：雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知をお持ちのうえ、市役所本庁舎1階6番窓口で手続きをしてください。

後期高齢者医療保険料

(詳細) 医療助成課 ☎ 381-1403

「後期高齢者医療保険料」は、後期高齢者医療制度の被保険者に納めていただく保険料です。令和5年度の保険料の計算方法は以下の表のとおりです。詳しくは、6月に送付する「保険料額決定通知書」をご確認ください。

後期高齢者医療保険料の算出方法

- ①均等割額 ②所得割額 (限度額66万円)
51,892円 + (前年所得 - 43万円) × 10.98% = 1年間の保険料
- ①均等割…被保険者全員が負担
- ②所得割…被保険者の所得に応じて負担

市税の納付は納期限内に!

令和5年度の納税・納入通知書を、下表の予定で発送します。市税は、教育や福祉などのサービスを提供するための大切な財源ですので、納付期限内に納めましょう。(納付期限までに納められない場合は、滞納となり、延滞金も発生します)

やむを得ない事情で期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

令和5年度 通知書発送予定日

| | |
|--------------------------|-----------|
| ・固定資産税・都市計画税 | … 5/8(月) |
| ・軽自動車税(種別割) | |
| ・市民税・道民税(給与からの天引き)※ | … 5/17(水) |
| ・市民税・道民税(普通徴収・年金からの天引き)※ | |
| ・国民健康保険税 | |
| ・介護保険料 | … 6/9(金) |
| ・後期高齢者医療保険料 | |

※給与と年金など複数の収入がある方は、各収入ごとに市民税・道民税の通知書が届く場合があります。



郵便物の土曜日配達休止などの郵便サービス変更により、配達にかかる日数が長くなっています。上記の発送予定日以降、順次配達されますが、地域によっては到着まで日数がかかる場合がありますのでご了承ください。

市税を滞納すると? (詳細) 納税課 ☎ 381-1013

① 督促状の送付、納付の催告

納付期限までに納税されない場合、督促状を送付します。その後も未納が続く場合、納付案内コールセンターから電話による呼びかけを行うほか、催告書なども送付します。

② 滞納処分の実施

上記①の後も未納が続いた場合、債権(預貯金・給与・生命保険など)、不動産、動産(自動車など)などの滞納処分(差し押さえなど)を行う場合があります。

※市税を公平に負担していただくため、市税滞納の解消と防止に向け取り組んでいますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

納税の猶予制度

以下に該当する方は納税が猶予される場合があります。

○徴収の猶予：災害や病気、事業の廃止などの理由で一時に納付できないと認められる場合。

○換価の猶予：市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある場合。

※インターネット公売を実施しています。詳細は、右のQRコードからご覧ください。



市民税・道民税

〔詳細〕 市民税課 ☎ 381-1012



どんな人が課税される？

「市民税・道民税」は、1月1日現在、市内に住所があり、一定の所得を超える方に所得額に応じて課税されます（課税されない方は右表のとおり）。

税額はどのように計算する？

均等割と所得割という2種類の税額を算出します。

〔均等割額〕

一定額以上の所得のある方に、一律5,000円を課税

〔所得割額〕

課税標準額×税率(10%)−税控除額

※課税標準額=前年の総所得額−所得控除金額

※土地・建物の譲渡所得など、所得の種類によっては、計算方法が異なります。

軽自動車税（種別割）

〔詳細〕 市民税課税係 ☎ 381-1012



どんな人が課税される？

「軽自動車税」は、4月1日に原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、2輪小型自動車を市内で所有している方に課税されます。普通自動車と異なり、軽自動車税（種別割）に月割制度はなく、4月1日に所有している方が、1年分を一括で納めることとなっています。

納付はいつまで？

納付期限日は、5月31日です。

《軽自動車税(種別割)の減免》

- 以下に該当する方が減免になります。
 - ・対象となる軽自動車
 - (ア) 障がい者等本人に納税義務がある車両
 - (イ) 障がい者等と生計同一の方に納税義務がある車両
 - ・運転手
 - (A) 障がい者等本人
 - (B) 障がい者等と生計同一の方
 - (C) 障がい者等の『常時介護者』
(障がい者等のみの世帯で、(ア)の車両のみ対象)
 - ・車両の使用頻度
 - 週1回(月4回)程度以上
 - ※(C)の場合のみ、週3回程度以上。(常時介護のため)
 - ※障がいのある方など1名につき1台が減免になります
 - ※手帳記載の交付日が令和5年4月2日以降の場合、今年度は減免の対象となりません
 - ・その他の対象となる軽自動車
 - 身体障がい者などの利用のための構造を持つ車両
- 申込先・申込期限
 - 5月31日(水)までに市役所本庁舎1階10番窓口で手続き。詳細は、市民税課税係(☎381-1012)へお問い合わせください。

市民税・道民税が課税されない方

均等割も所得割もかからない方

- ①未成年、障がいのある方、寡婦またはひとり親に該当し、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ②扶養親族がいない方で、前年の合計所得金額が45万円以下の方
- ③扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が{(本人+扶養人数)×35万円+21万円+10万円}以下の方
- ④生活保護法によって生活扶助を受けている方

所得割がかからない方

- ①扶養親族がいない方で、前年の総所得金額等が45万円以下の方
 - ②扶養親族がいる方で、前年の総所得金額等が{(本人+扶養人数)×35万円+32万円+10万円}以下の方
- ※扶養親族の人数には、16歳未満の年少扶養親族を含みます。

固定資産税・都市計画税

〔詳細〕 資産税課 ☎ 381-1404



どんな人が課税される？

「固定資産税」は、1月1日現在、市内に土地や家屋、償却資産を所有しており、土地・家屋登記簿や補充課税台帳、償却資産課税台帳に所有者として登記または登録されている方に課税されます。また、「都市計画税」は、土地・家屋が市街化区域内に所在する場合に課税されます。

新築住宅の固定資産税の軽減期間終了

平成31年(令和元年)(マンションなどの3階建以上の中高層耐火住宅は平成29年。ただし長期優良住宅を除く)に新築された住宅の固定資産税は、軽減の期間が令和4年度で終了したため、令和5年度から本来の税額に戻ります。

なお、これまで軽減されていた税額は、昨年度までの納税通知書の2枚目に記載されていますので、ご確認ください。

現況調査にご協力を

土地と家屋の調査を行っています。調査の際は内部に立ち入りをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。なお、調査員は「固定資産評価補助員証」を携行しています。

<土地>

土地の現況と課税台帳を照合し、変更の有無を確認します。

<家屋>

玄関フード、増築家屋、車庫や物置などの現況確認にあわせて、取壊し家屋の調査も行います。



固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)は
スマホやパソコンで納付できます

〔詳細〕 納税課 ☎ 381-1013

4月から「地方税お支払サイト」やスマホ決済アプリを利用した納付ができるようになりました。詳しくは、「地方税お支払サイト」をご覧ください。



▲地方税お支払サイト